

第4章 府の取組み及び国に求めること

大阪における合併について、ここまで、その当事者である市町村や住民に焦点を当てて整理を行ってきたが、実際に合併を進めていくためには、当事者だけではなく、広域自治体としての府や、合併に関する制度を所管する国の役割も重要になると考えられる。

1. 府の取組み

(1) 府内市町村の取組み支援など

本研究では、大阪における合併について様々な角度から研究を行った結果、合併を進めていくとしても、まずは住民の理解を得ることが不可欠であり、そのためには、早い段階から、行政が住民と将来課題や危機意識を共有することが重要であるとの整理を行った。

大阪においては、現時点で合併に向けた具体的な動きはない状況であり、まずは各団体において、将来予測を踏まえた今後の対応策の議論・検討や、団体としての将来展望や将来のあるべき姿等について、住民とともに議論を行っていくことが求められる。こうした取組みは、一義的に市町村が行うべきものではあるが、府としても、その進展に向け、市町村に対して様々な支援や働きかけを行っていくことが重要となる。

【考えられる取組み】

- ・本報告の研究内容について市町村に周知・説明を行う
- ・「将来予測や住民への情報提供」を既に行っている団体についての情報を他団体にも周知することや、各市町村の財政状況の見える化に関する働きかけや支援を行う
- ・各市町村が将来予測や今後のあり方等の検討・議論を行うにあたり、個別の支援を行う
- ・府民に対し、市町村の今後の課題や財政状況等について情報発信する 等

また、今後、団体内部での検討や住民との議論が進展し、合併に向けた具体的な動きがあった場合は、早い段階から、団体間のコーディネートや、職員派遣、財政支援等、積極的な支援を行うことになる。

(2) 国に求める対応策の検討

今後、本格的な人口減少と高齢化を迎える中、自治体行政のあり方を展望し、取り組むべき対応策を検討することを目的とした、「2040 研究会」では、将来課題への対応策として、地域の中心都市が近隣の市町村と形成する圏域単位で行政をスタンダード化することを提言しており、これを受けた第32次地方制度調査会においても、圏域行政について検討が始まったところである。

一方、「2040 研究会」の報告によると、「三大都市圏は、最適なマネジメント手法について、地域ごとに枠組みを決定する必要がある」としており、「圏域によるマネジメント」は、三大都市圏を対象とは考えていないと思われる。

確かに、地方圏は、都市圏よりも今後の人口減少度合いが大きく、将来課題への対応について早急に取り組んでいく必要性が高い。しかし、都市圏である大阪では、地方圏に比べ住民の行政ニーズが多様かつ大きいと考えられることや、市町村間における格差が拡大しやすい状況にあること等、大阪ならではの課題も

存在する。

こうしたことから、国においては、大都市固有の状況を踏まえた、何らかの対応策（制度創設・見直し等）を講じる必要があると考えられるため、府として、府内における合併機運の状況も見ながら、国に求める対応策の内容について、検討していく。

2. 国に求めること

○合併特例法期限の延長

合併については、地方自治法第7条において、その基本的な手続きが規定されているが、自主的な市町村合併が円滑に進められるよう、合併特例法では様々な特例措置が定められている。

第2章3. で整理したとおり、現行の合併特例法は、かつての特例法に比べ、合併推進のための特例が縮小されているものの、議員定数又は在任に関する特例や、地方税に関する特例、合併算定替、合併協議会設置にかかる住民発議・住民投票手続等、依然、様々な特例措置が規定されている。こうした特例措置は、合併前後における大きな変化の緩和や、住民意思の反映等を目的としており、合併時の様々な障害を除去し、合併手続を円滑に進める効果が期待される。

現行の合併特例法については、2020年（平成32年）3月末までの時限法となっているが、前述のとおり、大阪において、合併は基礎自治機能の維持を図る上で有効な選択肢となりうるものであることから、国に対し、合併特例法の期限の延長を求めていく。